2. 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

次に掲げる措置を講ずることなどにより当該作業場所のWBGT値の低減に努めてください。 ア WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある作業場所(以下単に「高温多湿作業場所」 という。)においては、発熱体と労働者の間に熱を遮ることのできる遮へい物等を設けま す。

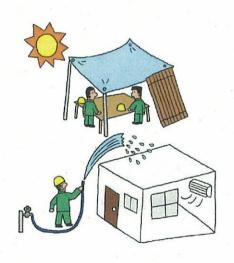
- イ 屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返 しを遮ることができる簡易な屋根等を設けます。
- ウ 高温多湿作業場所に適度な通風又は冷房を行うための設備を設けます。また、屋内の高 温多湿作業場所における当該設備は、除湿機能があることが望ましいところです。

なお、通風が悪い高温多湿作業場所での散水については、散水後の湿度の上昇に注意することが必要です。

(2) 休憩場所の整備等

労働者の休憩場所の整備等について、次に掲げる措置を講ずるよう努めてください。

- ア 高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所や日陰等の涼しい休憩場所を設けます。また、当該休憩場所は臥床することのできる広さを確保します。
- イ 高温多湿作業場所又はその近隣に、氷、冷たいおしぼり、作業場所の近隣に、水風呂、 シャワー等、身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備等を設けます。
- ウ 水分及び塩分の補給が定期的かつ容易に行えるよう高温多湿作業場所に飲料水の備え 付け等を行います。



3. 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所の作業を連続して行う時間を短縮すること、身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避けること、作業場所を変更することなどの熱中症予防対策を、作業の状況等に応じて実施するよう努めてください。

(2) 熱への順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、熱への順化 (熱に慣れ 当該作業に適応すること)の有無は、熱中症の発生リスクに大きく影響することを踏まえて、 計画的に、熱への順化期間を設けることが望ましいところです。特に、梅雨から夏季になる 時期において、気温等が急に上昇した高温多湿作業場所で作業を行う場合、新たに当該作業 を行う場合、また、長期間、当該作業での作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等 においては、通常、労働者は熱に順化していないことに留意が必要です。

熱への順化期間を設ける場合の例としては、作業を行う者が順化していない状態から、7 日以上かけて熱へのばく露を次第に時間を長くすること(熱へのばく露が中断すると4日後 には順化の顕著な喪失が始まり、3~4週間後には完全に失われること)などがあります。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状以上に脱水状態が進行していることがあること等に留意の上、自覚症状の有無にかかわらず、作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導するとともに、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ることが必要です。特に、加齢や疾患によっては脱水状態であっても自覚症状に乏しい場合があることに留意してください。

なお、塩分等の摂取が制限される疾患を有する労働者については、主治医、産業医等に相談させることが必要です。

定期的な水分及び塩分の摂取については、作業強度等に応じて必要な摂取量等は異なりますが、WBGT基準値を超える場合には、少なくとも、O. 1~O. 2%の食塩水又はナトリウム40~80mg/100mlのスポーツドリンク又は経口補水液等を、20~30分ごとにカップ1~2杯程度は摂取することが望ましいところです。

(4) 服装等

熱を吸収し保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させます。また、 これらの機能を持つ体を冷却する服の着用も望ましいところです。 なお、直射日光下では通気性の良い帽子等を着用させます。

(5) 作業中の巡視

定期的な水分及び塩分の摂取に係る確認を行うとともに、労働者の健康状態を確認し、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合において速やかな作業の中断その他必要な措置を講ずること等を目的に、高温多湿作業場所の作業中は巡視を頻繁に行ってください。

